



工事の前に申し込みが必要ですよ

住宅の新築・増改築資金に市の支援制度を利用してください

●お問い合わせ先／「住宅改善支援資金貸付制度・住宅リフォーム総合支援補助金」市建築課確認審査係 ☎2615749
「住宅用太陽光発電システム設置補助金」市環境衛生課環境保全係 ☎3110933

住宅改善支援資金貸付制度

住宅改修に関する工事費用の借り入れに対し、市が利子補給をします。

●対象工事

「持ち家住宅」持ち家住宅およびその付属建物（物置、車庫など）の新築・増築・改築、修繕（屋根、壁、床、浴室、便所など）、外構（植樹、造園、門、塀など）工事、耐震改修工事

「賃貸住宅」^{*} 中心市街地の区域に建設する一戸当たりの床面積がおおむね30平方メートル以上で、居室、台所、便所および浴室を有する賃貸住宅の新築工事。増築工事および賃貸住宅に用途を変更する工事

※中心市街地の区域／賃貸住宅は中心市街地区域のみ対象。対象区域については市建築課確認審査係へ問い合わせてください。

●対象者

次の全てに該当する方。

①持ち家住宅は本市に住所を有し住宅などを所有する方（本人の居住を目的とした工事であれば現在

市外在住でも可）、所有者の同居親族、所有者の子。賃貸住宅は建築主 ②市税などの滞納がない ③金融機関の貸付審査に適合する

●対象要件

次の全てに該当する方。

①建築基準法令に適合する ②平成27年2月15日までに工事が完了し、同年2月27日までに金銭消費貸借契約ができる ③平成26年度の本市の利子補給制度を重複利用しない ④平成25年度以前の本市の利子補給事業を利用した貸し付けを全額返済している ⑤平成15年度以前の中心市街地（活性化）居住誘導対策事業の補助金の交付を受けていない ⑥新築住宅を除き市内施工業者による施工

●貸付内容

貸付額／持ち家住宅は総工事費の8割以内で20万円～400万円。賃貸住宅は一戸当たりの工事費の8割以内で20万円～300万円。いずれも10万円単位▼返済方法／貸付額が300万円以下の場合5年・7年、貸付額が310万円

●申し込み

工事に着手する前に申し込んでください。

受け付け／4月1日（火）取扱金融機関（ゆうちょ銀行を除く市内金融機関各支店、本（支）所）で先着順に受け付け（予算額に達した時点で締め切り）▼申込書類など／借入申込書、納税証明書、工事見積書、取扱金融機関の借入申込書など

◆必要な書類など詳しくは取扱金融機関へ問い合わせてください。

住宅リフォーム総合支援補助金

住宅リフォームの費用の一部を市が補助します。

●対象者

本市に住所を有し、次の全てに該当する方。

①補助対象住宅の所有者 ②補助対象住宅の居住者 ③補助対象工事について本市の他の補助制度を利用していない ④市税などの滞納がない ⑤平成27年2月27日までに実績報告書を提出できる

●対象工事

次の全てに該当するもの。

①住宅の質の向上を図る住宅リフォーム工事（耐震化のための部分補強、省エネ化、バリアフリー化、酒田産木材の使用、^{こくせつ}克雪化のいずれか一つ以上） ②現在の住宅が建築基準法令に違反していない（違反している部分を現行法令に適合するように是正すれば対象になるが、その工事は補助対象外。工事完成時に是正工事が完了していない時は補助金の交付決定を取り消す場合あり） ③過去にこの事業による補助を受けていない ④市内施工業者による施工

●補助内容

補助金額／補助対象工事費用の合計が25万円以上で2割以内、かつ5万円～40万円（ただし、酒田産

木材を3立方メートル以上使用し、かつ工事費用が200万円を超えるものは、200万円を超える金額の1割以内、かつ上限10万円を上乗せ) いずれも1万円単位▼交付時期／市の工事完了検査に合格後

●申し込み

工事に着手する前に申請してください。

受け付け／4月14日(月)～市役所3階市建築課確認審査係で先着順に受け付け(予算額に達した時点で締め切り) ▼申込書類など／交付申請書、工事点数算出表、工事計画平面図、工事に係る見積書の写し、申請者の納税証明書の写し、着工前写真など(酒田産木材を3立方メートル以上使用する場合は、木材使用量計算書など)

◆必要な書類など詳しくは同課へ問い合わせてください。

◆平成26年度の本市の他の補助制度を重複利用する場合は、補助金額を変更することがあります。申し込みの際に確認してください。

その他の支援制度

次の事業は7月頃に募集を開始する予定です。詳しくは今後発行する本紙でお知らせします。

●木造住宅耐震診断士派遣事業

木造住宅の耐震性を確認し、地

震による家屋の倒壊などから生命や財産を守るために、市から住宅の耐震診断を行う耐震診断士を派遣します。自己負担は1万円。

●危険ブロック塀等撤去支援事業

地震による倒壊の危険性の高いブロック塀を撤去する方に対し、その費用の一部(最高8万円)を助成します。

●木造住宅耐震改修支援事業

木造住宅の耐震改修工事で市内の施工業者を利用する方に対し、耐震改修工事費用の一部を助成します。

住宅用太陽光発電システム設置補助金制度

県の太陽光発電に関する補助金の交付を受ける方も利用できます。ただし、本市の他の補助金を重複して受けることができない場合があります。

●対象者

本市に住所を有し、次の全てに該当する方。

- ①電力会社と電灯契約をしている
- ②市税などの滞納がない
- ③工事前に着工に申請し、補助金交付決定後に工事前着工する
- ④平成27年3月31日までに実績報告書を提出できる

●対象となるシステム

次の全てに該当するもの。

- ①対象者が居住する市内の住宅に新規に設置
- ②低圧配電線と逆潮流ありで連系し、太陽電池の公称最大出力の合計が10キロワット未満
- ③太陽光発電システムが一定の機能を有する
- ④未使用品である

●補助内容

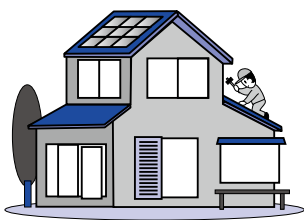
補助金額／対象システムを構成する太陽電池の公称最大出力(キロワット)に3万円を掛けた額で12万円を上限(千円未満切り捨て) ▼交付時期／市の工事完了確認の後

●申し込み

工事に着手する前に申し込んでください。

受け付け／4月1日(火)～市環境衛生課環境保全係(広栄町三丁目)、市役所3階建築課確認審査係で先着順に受け付け(予算額に達した時点で締め切り)

◆必要な書類など詳しくは市環境衛生課へ問い合わせてください。



結婚推進員を募集します

●お問い合わせ／市まちづくり推進課 市民交流推進室 ☎26-56612

少子化対策の一つとして、平成26年度から結婚サポートセンターを設置し、結婚推進員(非常勤特別職)を配置します。今後さらに結婚推進支援に係る取り組みを強化していきます。

対象／本市在住で普通自動車免許を有する18歳以上の方
募集人員／1人

勤務時間／午前9時～午後4時(原則、土曜・日曜日、祝日を除く)
業務内容／結婚サポートセンターの運営、婚活イベントの企画運営など

採用月日／4月1日(火)
報酬／市の基準による

選考方法／書類審査、面接
申し込み／3月25日(火)まで、履歴書、応募の動機(400字程度)を同封の上、〒998-0044

酒田市中町三丁目4番5号、市まちづくり推進課市民交流推進室へ持参または郵送

◆勤務時間など詳しくは、同課市民交流推進室へ問い合わせください。